

定 款

一般社団法人 兵庫県難病団体連絡協議会

一般社団法人 兵庫県難病団体連絡協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人兵庫県難病団体連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、全ての難病患者が人間としての尊厳を侵されることなく、医学の進歩研究に寄与すると共に医療体制の充実と福祉の向上を求め、社会的啓発活動、相互の支援、親睦、及び国内外の諸団体との交流を図り、難病の克服を求めて活動することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 難病等の原因の究明及び治療方法の確立を目指す事業
- (2) 病気の予防及び治療に関する知識の普及と啓発に関する事業
- (3) 福祉の充実と関係各法の充足を促す事業
- (4) 広く社会への啓発を図る事業
- (5) 会員相互の情報交換や交流を図る事業
- (6) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

第2章 加盟団体

(法人の構成員等)

第5条 当法人を構成する加盟団体は、兵庫県内の難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患などの患者（患者家族、遺族を含む。）団体とし、加盟団体をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(加盟)

第6条 加盟団体として当法人への加盟を希望する団体は、所定の入会申込書を代表理事に提出し理事会の承認を受けなければならない。

(任意退会)

第7条 加盟団体は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 加盟団体が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該加盟団体を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により加盟団体を除名するときは、当該加盟団体にあらかじめ通知するとともに除名決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第9条 前2条のほか、加盟団体又は準加盟団体が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 分担金の納入が3年以上なされなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき

2 加盟団体が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 当法人は加盟団体がその資格を喪失してもすでに納入した分担金及びその他の金品はこれを返還しない。

(準加盟団体)

第10条 当法人は、当法人の事業の趣旨に賛同する団体の準加盟を認める。

2 準加盟団体は、当法人が主催する諸行事に参加すること並びに幹事会及び総会に出席し発言することができる。ただし、議決に加わること及び役員になることはできない。

3 準加盟を希望する団体は、所定の加入申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

4 準加盟団体は、所定の退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

る。

(分担金等)

第11条 加盟団体は、総会の決議により別に定める分担金を支払う義務を負い、準加盟団体は、総会の決議により別に定める賛助会費を支払う義務を負う。

(協力会員)

第12条 当法人は、その財政を支え運動の広がりや普及を図ることを目的として協力会員を募集する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての加盟団体をもって構成する。

(議決権)

第14条 加盟団体の議決権は、次のとおりとする。

会員数100名までの加盟団体	1個
会員数101名～500名までの加盟団体	2個
会員数501名以上の加盟団体	3個

(権限)

第15条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 分担金及び賛助会費の額
- (2) 加盟団体の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 活動報告、事業報告及び収支決算
- (6) 活動方針、事業計画及び収支予算
- (7) 計算書類等の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 不可欠特定財産の処分の承認
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会として毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総加盟団体の議決権の5分の1以上の議決権を有する加盟団体は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するに当たっては、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに総加盟団体に通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した加盟団体の中から選出するものとする。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総加盟団体の議決数の過半数を有する加盟団体が出席し、出席した当該加盟団体の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人が記名押印又は署名する。

第4章 役員等

(役員)

第21条 当法人には次の役員をおく
理事 5名以上8名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事、2名を副代表理事、1名を常務理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事、監事の選任に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(理事等の職務及び権限)

第23条 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行し、会務を総理する。

- 2 副代表理事は代表理事を補佐する。また、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって副代表理事が代表理事の職務を代行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を総括するとともに理事会の決議に基づき職務の執行にあたる。
- 4 理事は、法令、定款の定め及び理事会の決議に基づき当法人の職務を分掌する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会のもとに、課題別部会及び専門委員会等を設置することができる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事、副代表理事及び常務理事の選定及び解職
- 4 加盟団体及び準加盟団体の入会承認

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ決められた順位にしたがって他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 幹事会

(構成)

第34条 当法人に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各加盟団体から1名選出される幹事をもって構成する。

(役割)

第35条 幹事会は、加盟団体の取り組みの経験・交流及び総会へ提案する内容の確認、理事会が提起する課題の意見交換・意見集約を行うために開催し、次の職務を行う。

- (1) 活動報告、事業報告、活動方針及び事業計画の確認
- (2) 補正予算及び暫定予算の確認
- (3) 定款変更案の確認
- (4) 総会に付議すべき事項の確認
- (5) その他理事会から委嘱された事務（法令の定めにより、理事会が委任することができないとされた事項以外の事務に限る）

(招集)

第36条 幹事会は、代表理事が年2回以上招集する。

(議長)

第37条 幹事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれに当たる。

(決議等)

第38条 幹事会の決議は、その構成員である幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 幹事会の運営につき必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(議事録)

第39条 幹事会の議事については、理事会の議事録に準じて議事録を作成する。

- 2 議長及び議長に指名された者は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第40条 当法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び加盟団体名簿を主たる事務所に備え置き、一般の

閲覧に 供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、類似の事業を目的とする特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

第12章 附則

(施行日)

第50条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 長谷川敏幸

設立時理事 長谷川敏幸

西口英二

米田寛子

石丸雄次郎

山本信行

浅野兵庫

木村宏美

設立時監事 稲上忠男

本庄和子

(設立時社員の氏名及び住所)

第53条 設立時社員の指名又は名称及び住所は次のとおりである。

住 所 兵庫県西宮市山口町船坂435番地

人格なき社団 全国膠原病友の会兵庫支部

住 所 兵庫県神戸市中央区北長狭通五丁目1番21号

法 人 特定非営利活動法人 兵庫県腎友会

(加盟団体資格の取得)

第54条 従前の任意団体たる兵庫県難病団体連絡協議会（以下「任意団体」という）の各加盟団体が当法人への入会の申込みをしたときは、第6条の規定にかかわらず、理事会の決議を経ることなく当然に当法人の加盟団体資格を取得する。

(権利義務の承継)

第55条 前条記載の任意団体に属した権利及び義務はすべて当法人が任意団体から承継するものとする。

(他法令の適用)

第56条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人兵庫県難病団体連絡協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成27年3月19日

人格なき社団

全国膠原病友の会兵庫支部

代表者 支部長 西 口 英 二 ㊟

特定非営利活動法人

兵庫県腎友会

代表者 理事（会長） 森 利 孝 ㊟